

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（こども加算分）のご案内

児童1人あたり5万円

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（こども加算分）は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

給付金の支給額

児童1人あたり5万円



支給対象と手続きの有無

- **加算対象となる児童の範囲** **基準日：令和5年12月1日**
 - ・ 支給対象の世帯と基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童
 - ・ 基準日（令和5年12月1日）以降に生まれた新生児※ただし、住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしてない）児童は加算対象外です。
- **支給対象となる世帯**（令和5年12月1日に吉野川市に住民登録がある世帯）
※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外となります。

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

吉野川市から
いずれかの書類が届きます

- ① 支給のお知らせ【返信不要】
- ② 申請書【要返信】

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和6年7月1日（月）まで
【申請書配布先】吉野川市社会福祉課

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

①「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）」を吉野川市から受給した世帯

- 基準日（令和5年12月1日）に世帯状況が変わらず、支給要件を満たしている世帯については、「支給のお知らせ」通知を送付します。
- 特に申請等の手続きの必要はありません。**（令和6年4月25日（木）支給予定）**
令和5年12月1日時点で扶養している加算対象人数（生計を同一とする児童数）が異なる場合や本加算給付金の振込先の変更を希望される場合は、下記問い合わせ先に連絡ください。

②「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）」を吉野川市から受給していない世帯

- 対象となる世帯には、吉野川市から、申請書が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に吉野川市の窓口へ直接または郵送でご提出ください。**（提出期限：令和6年7月1日（月）必着）**

II 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

- 対象となる世帯には、吉野川市から、申請書が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に吉野川市の窓口へ直接または郵送でご提出ください。**（提出期限：令和6年7月1日（月）必着）**

★ 世帯の中に住民税未申告の方がいる場合

- 支給対象となる世帯（住民税均等割非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯）か判断ができませんので、住民税未申告の方の申告が必要です。

! 給付金の支給後、記載事項等について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金の返還の対象となります。

住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

◇◇◇お問い合わせ◇◇◇

吉野川市社会福祉課 本館2階 ②番

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

☎ 0883-22-8222 【受付時間】 平日9:00～17:00